

令和 8 年 9 月 2 4 日

各 位

東京税理士会板橋支部
支 部 長 坂 田 覚
法 対 策 部
(F A X 公 文)

支部法対策委員会等における課題検討に係る意見募集について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 8 年度の課題検討に係る意見募集について、下記の通りご案内申し上げます。実務の現場に即したご意見をぜひともお寄せいただきたく、皆さまからの積極的なご回答を心よりお願い申し上げます。

1. 課 題

- ① 統一課題 1：税理士業務における生成 A I の活用実態及び今後の課題について
- ② 統一課題 2：「年末調整制度の在り方」について
- ③ 任意課題 1：令和 10 年度税制及び税務行政の改正に関する意見について
- ④ 任意課題 2：その他関連事項

2. 回答方法

① オンラインによる回答

以下の URL よりご回答ください。

https://t-enq.com/zei_jigyo/

※回答期限：令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）

② 書面による回答

回答用紙は支部ホームページ <https://www.itazei.jp/>

からダウンロードいただくか、板橋支部事務局までご連絡ください。

電話：0 3－3 9 6 2－3 9 2 2

ご記入後、板橋支部事務局へ FAX にてご提出ください。

FAX 番号：0 3－3 9 6 1－9 2 1 7

※回答期限：令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火）

以 上

令和 8 年度 支部法対策委員会等における課題検討

F1. 所属支部をお選びください。

- | | | | |
|----------|----------|---------|----------|
| 1. 麴町 | 2. 神田 | 3. 日本橋 | 4. 京橋 |
| 5. 芝 | 6. 四谷 | 7. 麻布 | 8. 小石川 |
| 9. 本郷 | 10. 上野 | 11. 浅草 | 12. 品川 |
| 13. 荏原 | 14. 大森 | 15. 雪谷 | 16. 蒲田 |
| 17. 世田谷 | 18. 北沢 | 19. 玉川 | 20. 目黒 |
| 21. 渋谷 | 22. 新宿 | 23. 中野 | 24. 杉並 |
| 25. 荻窪 | 26. 板橋 | 27. 練馬東 | 28. 練馬西 |
| 29. 豊島 | 30. 王子 | 31. 荒川 | 32. 足立 |
| 33. 西新井 | 34. 本所 | 35. 向島 | 36. 葛飾 |
| 37. 江戸川北 | 38. 江戸川南 | 39. 江東西 | 40. 江東東 |
| 41. 青梅 | 42. 八王子 | 43. 日野 | 44. 町田 |
| 45. 立川 | 46. 東村山 | 47. 武蔵野 | 48. 武蔵府中 |

F2. 回答者の方の年齢をお聞かせください。

- | | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 1. 20 代 | 2. 30 代 | 3. 40 代 | 4. 50 代 |
| 5. 60 代 | 6. 70 代 | 7. 80 代以上 | |

F3. 氏名をご入力ください。

※氏名は本人確認と結果の集計管理のために使用いたします。

統計処理や公表時には個人が特定されない形で扱います。

統一課題 1 税理士業務における生成 AI の活用実態及び今後の課題について

制度部では、令和 4 年度及び令和 5 年度の支部法対等課題検討における統一課題として AI を取り上げましたが、その後約 3 年が経過し、生成 AI の活用が様々な場面で急速に広がるなど、その利用環境は大きく変化しています。

また税理士法においても、令和 4 年改正により第 2 条の 3（税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等）が新設され、税理士は、税理士業務（付随業務を含む。以下同じ。）を行うに当たり、電磁的方法の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及び業務の改善進歩を図るよう努めるものとされています。このような観点から、税理士業務における生成 AI の活用については、その趣旨に関連する取組の一つと考えられます。

一方、生成 AI を活用して申告書を作成したり、個別事案に関する回答を得たりする場合には、納税者に関する情報を生成 AI へ入力する場面も想定されます。この点については、税理士法第 38 条（秘密を守る義務）及び第 54 条（税理士の使用人等の秘密を守る義務）に基づく守秘義務に加え、税理士法第 41 条の 2 に定める使用人等に対する監督義務との関係も考慮する必要があります。

そこで、税理士業務における生成 AI の活用状況や課題について最新の実態を把握するため、以下の設問について実態やご意見をお聞かせください。

I．実態を把握するため、回答者の方の事務所形態及び規模等についてお聞かせください。

1．事務所の形態についてお聞かせください。

- 1．個人事務所
- 2．税理士法人

2．事務所に税理士の方は何名いらっしゃいますか。登録区分（開業、社員、所属）は問いません。

- 1．1 名（回答者のみ）
- 2．2～10 名
- 3．11～20 名
- 4．21～50 名
- 5．51 名以上

3．事務所の職員数についてお聞かせください。

- 1．0 名
- 2．1～5 名
- 3．6～10 名
- 4．11～20 名
- 5．21～50 名
- 6．51 名以上

II. 生成 AI の税理士業務への活用状況について

4. 現在、生成 AI を税理士業務に活用していますか。

- | | |
|------------------------------|--------|
| 1. 日常的に複数の業務で活用している | ⇒ 5 へ |
| 2. 一部の業務で活用している、又は試行的に活用している | ⇒ 5 へ |
| 3. 活用したことはないが、活用してみたい | ⇒ 10 へ |
| 4. 活用したことはなく、今後も活用する予定はない | ⇒ 10 へ |

5. 上記 4 で「1. 日常的に複数の業務で活用している」もしくは「2. 一部の業務で活用している、又は試行的に活用している」と回答の方に質問です。

活用している生成 AI の種類についてお聞かせください。（※複数回答可）

1. ChatGPT
2. Gemini
3. Claude
4. Microsoft Copilot
5. Google AI Studio
6. その他（下記にご入力ください）

6. 上記 4 で「1. 日常的に複数の業務で活用している」もしくは「2. 一部の業務で活用している、又は試行的に活用している」と回答の方に質問です。

活用している生成 AI の契約の種類についてお聞かせください。

1. 無料版を利用している
2. 個人向け有料版を利用している
3. 法人（事務所）契約版を利用している
4. 用途によって併用

7. 上記 4 で「1. 日常的に複数の業務で活用している」もしくは「2. 一部の業務で活用している、又は試行的に活用している」と回答の方に質問です。

活用している場合の個人情報の入力についてお聞かせください。

1. 実名のまま入力している
2. 匿名化して入力している
3. 個人情報は入力しない

8 . 上記 4 で「1. 日常的に複数の業務で活用している」もしくは「2. 一部の業務で活用している、又は試行的に活用している」と回答の方に質問です。

活用している場合の用途についてお聞かせください。（※複数回答可）

1. 税務・会計に関する法令や通達その他一般的な調査・検索等
2. 個別の相談に対する回答の作成
3. 1. 2. 以外の日常業務に関する文章全般の作成
4. 記帳・仕訳の補助
5. その他（下記にご入力ください）

--

9 . 上記 4 で「1. 日常的に複数の業務で活用している」もしくは「2. 一部の業務で活用している、又は試行的に活用している」と回答の方に質問です。

生成 AI を活用する際の事務所内ルールについてお聞かせください。

1. 文書化された生成 AI の活用ルールを定めている
2. 文書化はしていないが生成 AI の活用ルールを定めている
3. 特段のルールは定めていない

10 . 上記 4 で「3. 活用したことはないが、活用してみたい」もしくは「4. 活用したことはなく、今後も活用する予定はない」と回答の方に質問です。

生成 AI を活用していない理由についてお聞かせください。（※複数回答可）

1. 機密情報や個人情報の漏洩が不安だから
2. AI の情報の正確性に確信が持てないから
3. 具体的にどのような業務に使えるのかわからないから
4. 導入方法や操作方法がわからないから
5. 責任の所在が曖昧と感じられるから
6. その他（下記にご入力ください）

--

Ⅲ. 生成 AI の活用にあたっての課題について

11 . 税理士が生成 AI を活用していくに当たり、生成 AI 活用に関するガイドライン又は基準が必要と考えますか。

- 1. 必要である ⇒ **12** へ
- 2. 必要はない ⇒ **14** へ

12 . 上記 **11** で「1. 必要である」と回答の方に質問です。

生成 AI 活用に関するガイドライン又は基準の策定にあたっては、どのように考えますか。

- 1. 税理士法等の法令で基準を設けるべき
- 2. 税理士会が共通ガイドライン又は基準を策定するべき
- 3. 個々の事務所において自主的なルールを整備するべき
- 4. その他（下記にご入力ください）

13 . 上記 **11** で「1. 必要である」と回答の方に質問です。

「生成 AI 活用に関するガイドライン又は基準」を考える上で、喫緊に検討すべき課題は何だと考えますか。

- 1. 税理士法上の守秘義務と情報管理の在り方について
- 2. 生成 AI 活用時の責任の所在の明確化について
- 3. 他業界が生成 AI を活用した税務サービスを行うことへの対応について
- 4. 倫理基準の整備について
- 5. その他（下記にご入力ください）

Ⅳ. 税理士法との関係について

税理士法第 52 条（税理士業務の制限）では、「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない」とされています。

14 . 今後、生成 AI の性能がさらに向上し、税理士又は税理士法人ではない者が提供する生成 AI を納税者本人が活用して、個別の事実関係に基づく税務書類の作成や税務相談に相当する回答を受けることが可能になった場合、その提供行為は税理士法第 52 条に違反すると考えますか。

- 1. 違反にならない
- 2. 違反になる
- 3. わからない・現時点では判断できない

15 . 今後、税理士又は税理士法人が、税理士業務に関する知見を学習させた生成 AI を開発し、第三者に提供する可能性があります。税理士資格を有しない者が、当該生成 AI を活用して税理士業務を行う事例が生じた場合、当該生成 AI を提供した税理士又は税理士法人に対しても、法的責任を問える可能性があると考えますか。

- 1 . あると思う
- 2 . あるとは思わない
- 3 . わからない

16 . 仮に現行法第 52 条で十分な対応ができない場合、税理士法等の改正が必要と考えますか。

- 1 . 必要である
- 2 . 法改正までは必要ない
- 3 . わからない・現時点では判断できない

統一課題2 「年末調整制度の在り方」について

近年、税制改正により基礎控除の特例をはじめとする人的控除の見直しが相次いで行われており、年末調整事務は年々複雑化しています。一方で、マイナポータルの整備など、年末調整のデジタル化も進められています。しかしながら、納税者や配偶者等の所得把握、見込所得による税額計算、障害者控除等に係る個人情報の取扱いなど、デジタル化のみでは解決が難しい課題も残されていると考えられます。また、国民会議において給付付き税額控除の議論が行われるなど、正確な所得把握を前提とした制度設計も検討されているところであり、年末調整制度そのものの在り方について改めて考える時期に来ているのではないかと思います。

もっとも、給与所得者の大半が年末調整により課税関係を完結させている現状を踏まえると、税務行政や納税者双方の負担の観点から、年末調整制度の見直しや廃止については慎重な検討が必要であるとの考え方もあります。

そこで、年末調整制度の現状に対する評価、デジタル化による改善の可能性、さらには将来的な在り方等について、会員の皆様のご意見をお聞かせください。

1. 現在の年末調整制度について

現在の年末調整制度の在り方について、皆様のお考えに近いものを選択肢から一つお選びください。

1. 大いに満足
2. やや満足
3. 現状のままで特にない
4. やや不満
5. 大いに不満
6. 廃止すべき

2. 年末調整制度の問題点について

現在の年末調整制度について問題とを感じる点を、次の選択肢からお選びください。（※複数回答可）

1. 本人の合計所得金額の見積額の算定が難しい
2. 配偶者の合計所得金額の見積額の算定が難しい
3. 扶養親族の合計所得金額の見積額の算定が難しい
4. 障害者の情報を聞きにくい、あるいはこの情報を求めるのは問題である
5. 寡婦、ひとり親の情報を聞きにくい、あるいはこの情報を求めるのは問題である
6. 所得控除が複雑になりすぎているため、計算が煩雑すぎる
7. 年末調整の用紙が複雑すぎて、納税者が正確に記載できていない
8. 12月の給与確定から年末調整作業までの期間が短すぎる
9. 特に不都合な点は感じない
10. その他（下記にご入力ください）

--

3. 年末調整制度の問題点の改善策 その1

現在の年末調整制度の問題点のうち、本人や配偶者・扶養親族の合計所得金額の見積額の算定が困難な点（上記設問 2 の選択肢 1～3）を改善するにはどうしたらよいか、次の選択肢からお選びください。（※複数回答可）

1. 年末調整のやり直しや確定申告で是正されるので、問題ないと思う
2. 給与受給者の申し出により年末調整を選択制とする
3. 年明け1月に「年始調整」とする
4. 合計所得金額の見積額の算定について、給与所得や公的年金等の雑所得など把握が容易な所得に限定する
5. 基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の所得控除の仕組みを変える
6. その他（下記にご入力ください）

4. 年末調整制度の問題点の改善策 その2

現在の年末調整制度の問題点のうち、納税者のプライバシーに関する部分（上記設問 2 の選択肢 4・5）を改善するにはどうしたらよいか、次の選択肢からお選びください。（※複数回答可）

1. この部分は個人情報であるので、年末調整項目から外す
2. 給与受給者の申し出により年末調整を選択制とする
3. 障害者控除やひとり親控除等の所得控除の仕組みを変える
4. プライバシーを会社に申告することは問題ないと思う
5. その他（下記にご入力ください）

5. 年末調整業務の受注について

貴事務所における年末調整業務の受注状況について、次の選択肢からお選びください。（※複数回答可）

1. 5人以下は受注している
2. 10人以下は受注している
3. 30人以下は受注している
4. 人数に関わらず受注している
5. マイナポータル連携（一括電子取得）又は一般の電子データによるデータの提供先のみ受注している
6. マイナポータル連携（一括電子取得）又は一般の電子データによるデータの提供先は断っている
7. 会社の作成したものをチェックしている
8. 給与支払報告書の提出又は送信のみ受注している
9. 全て会社に任せている

6. 年末調整のデジタル化について

税理士事務所における年末調整業務について、以下の2つの方法が考えられます。

A	マイナポータル連携（一括電子取得） 又は一般の電子データ取得 給与受給者が、①マイナポータル経由で、保険料控除証明書や住宅ローン年末残高証明書などの XML データを一括取得するか、又は、②保険会社や金融機関のマイページ等で XML データを個別取得し、税理士事務所に提出する方法。税理士事務所の作業としては、年末調整ソフトにインポートするだけで、控除額が自動入力され自動計算される。
B	紙提出による手入力 従来通り、給与受給者が収集したハガキや封書の「控除証明書（原本）」と手書きした「申告書」を税理士事務所へ郵送等する方法。税理士事務所の作業としては、届いた書類を基に、年末調整ソフトへすべての数値を手入力し、控除額の計算・検算を行う。

貴事務所での年末調整業務において、上記 A のマイナポータル連携（一括電子取得） 又は一般の電子データ取得の割合について、次の選択肢から一つお選びください。

1. 100%
2. 75%以上 100%未満
3. 50%以上 75%未満
4. 25%以上 50%未満
5. 1%以上（0%以外）25%未満
6. 0%

7. ICT 化での解決策について

マイナポータル等の更なる整備により、年末調整事務の負担はどの程度軽減できると考えますか。次の選択肢から一つお選びください。

1. 大幅に改善する
2. 一定程度改善する
3. 一部しか改善しない
4. ほとんど改善しない
5. 改善するか分からない

8. ICT化による問題点の解決が難しい理由

ICT化では問題点の解決が難しいと思われる点は何ですか。次の選択肢からお選びください。（※複数回答可）

1. 本人の合計所得金額の把握
2. 配偶者の合計所得金額の把握
3. 扶養親族の合計所得金額の把握
4. 障害者情報の把握
5. 寡婦、ひとり親情報の把握
6. 税制そのものの複雑化
7. 給与受給者の理解不足
8. 特にない
9. その他（下記にご入力ください）

9. 年末調整の将来像

将来的に望ましい年末調整制度はどれだと思いますか。次の選択肢から一つお選びください。

1. 現行の年末調整制度のままでよい
2. 現行の制度に問題はあるが、税務行政の負担を考え、現行のまま維持する
3. 税務行政の負担を考え、年末調整の対象項目を簡素化して維持する
4. 現状の年末調整制度を変更せず、給与受給者の申し出により年末調整を選択制とする
5. マイナポータル連携を拡充し医療費控除や寄付金控除なども対象とすることで確定申告者を減らし、税務行政の負担を軽減する
6. 年末調整制度を廃止して、給与受給者全員が確定申告する
7. その他（下記にご入力ください）

10. 年末調整の廃止について

上記 9 で「6. 年末調整制度を廃止して、給与受給者全員が確定申告する」を選択した方にお伺いします。

そう考える理由について、次の選択肢からお選びください。（※複数回答可）

1. 本人や配偶者・扶養親族の合計所得金額の見積額の算定が困難であるため
2. 障害者の情報、寡婦・ひとり親の情報を確認しづらいため
3. 年末調整制度が複雑化しすぎているため
4. 申告納税制度のもとでは、本来給与受給者自身が確定申告をするべきであるため
5. マイナポータル等の ICT を利用すれば、確定申告する際の負担が少ないため
6. 企業の事務負担を考えると、確定申告の方が合理的であるため
7. 給付付き税額控除など、正確な所得把握を前提とした制度との整合性を図るため
8. その他（下記にご入力ください）

--

任意課題 2	<u>その他関連事項</u>
--------	----------------

以上掲記の統一課題及び任意課題のほか、関連する情報・ご意見等をお聞かせください。
ご提出いただいた意見は、所掌の部・委員会に回付いたします。

1. 項目

--

2. 意見

--

3. 理由

--